

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第276号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年1月28日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年7月14日付け総総第10号、同日付け総総第11号、同日付け総総第12号、同日付け総総第13号及び同日付け総総第14号（以下「別件決定通知」と総称する。）を訂正する平成19年1月10日付け「異議申立てに対する決定通知の訂正について（通知）」（以下「本件訂正通知」という。）を受けたが、本件訂正通知に伴う起算日（以下「本件起算日」という。）の取扱いを改めて教示する必要がある、又は、教示は必要ない旨の判断をした内容が記載されている行政文書（以下「本件請求文書」という。）及び別件決定通知に対する苦情や抗議に対して行った実施機関の措置（書面の収受記録を含む。）が記録されている文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、別件決定通知に対する苦情や抗議に対して行った実施機関の措置が記録されている文書として、本件訂正通知に係る決裁文書（平成18年10月28日付け抗議文の収受記録を含む。）を特定して行政文書部分開示決定を行い、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、いずれも平成19年2月13日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年4月15日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件訂正通知をもって、別件決定通知の各本文に法令等に基づく教示文が記載されていなかったという重大な瑕疵を訂正した。

しかし、本件訂正通知は、教示文として「なお、この処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において広島県を代表する者は広島県知事となります。）」（以下「実施機関教示文」という。）という文章を単に付け加えただけのものであり、本件起算日の取扱いについては全く教示がなかった。

このことから、本件訂正通知によって「訴えの提起」という法令上の救済手段があることを初めて知り得た異議申立人に対して、本件起算日（この処分があったことを知った日は、本件訂正通知があったことを知った日へ変更する。）の取扱いを改めて教示する必要がある、又は、教示は必要ない旨の判断をした内容が記載されている行政文書を開示請求の対象とした。

これに対し、本件処分があったが、この処分は、自らの不手際を隠匿するため、改めて教示すべき本件起算日（本件訂正通知が届いた平成19年1月12日）の判断をした内容などが記載されている文書を意図的に開示しなかったものである。

以上のことから、開示請求の対象とした行政文書を隠匿することなく、速やかに適正に開示するよう要求する。

おって、「訴えの提起」という法令上の救済手段があることを初めて知り得た異議申立人に対して、本件起算日の取扱いを教示する必要がある、又は、教示は必要ない旨の判断をした内容が記載されている行政文書は当然に作成されていることから、実施機関によって意図的に隠匿された開示請求の対象文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件訂正通知は、別件決定通知の訂正を行ったものである。

別件決定通知は、異議申立人が別に行った行政文書開示請求に係る実施機関の処分に対する異議申立てについて、実施機関が棄却決定（以下「別件決定」という。）した決定書の謄本を送付する際に、当該決定を行ったこと及び決定書の謄本の送付を通知するものである。

異議申立てに係る決定を行い、その通知を行う場合、通常、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）第46条の規定により、実施機関教示文のとおり教示することとしている。

しかし、別件決定通知ではこの教示をしておらず、本件訂正通知で、別件決定通知に、「この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起できる」旨追加し、一括して訂正した。

異議申立人は、本件起算日の取扱いについての教示が記載されていないことに

つき、「この決定があったことを知った日」は異議申立人が本件訂正通知を受け取った日に変更されるとの自らの考えに基づき、「本件起算日の取扱いを改めて教示する必要がある、又は、教示は必要ない旨の判断をした内容が記載されている行政文書」の開示を求めているが、そもそも、本件訂正通知は別件決定通知に記載すべき教示を単純に追加したものであり、その際に、異議申立人が主張しているような本件起算日の取扱いに係る事項は検討していない。

これは、本件訂正通知に係る起案文書に、そのことに関する記載が無いことから明らかであるし、起案文書以外にこのことに関して別に文書を作る必要性も認められない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関は、行訴法第46条の規定により、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決（以下「処分等」という。）を行う場合には、当該処分等の相手方に対し、当該処分等に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該処分等に係る取消訴訟の出訴期間等を書面で教示しなければならないと規定されていることから、実施機関教示文により教示することとしていた。

実施機関は、本件請求に先立ち、平成18年7月14日付けで、異議申立人が別に行った行政文書開示請求に関して提起した異議申立てに対して別件決定を行い、同日付けで、当該決定を行ったこと及び別件決定の謄本を送付することを異議申立人に通知するため、別件決定通知を送付した。

しかしながら、実施機関教示文による教示をしていなかったことから、本件訂正通知により実施機関教示文を追加する旨の訂正を行ったということであった。

異議申立人は、本件起算日が、実施機関が本件訂正通知により別件決定通知に追加した教示文中の「この決定があったことを知った日」ではなく、本件訂正通知を受け取った日に変更されると考え、本件請求により、本件起算日の取扱いについて、改めて教示する必要性の有無について検討、判断した内容が記載されている文書の開示を求めたのに対し、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件請求文書は必ず存在するはずである旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

行訴法第14条第2項では、「取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」と規定されていることから、形式的に、処分等から1年を経過したときは原則当該処分等の取消訴訟の提起はできなくなると考えられるが、正当な理由があるときは、救済されることがあり得ると解される。

この場合において、処分等と同時に教示されなかった場合に取消訴訟の出訴期間の起算日がいつになるのかについては、「正当な理由」の有無を個別具体的に

判断することになり、本件起算日についても、当該検討の結果、異議申立人の主張するように本件訂正通知があったことを知った日となる可能性もある。しかしながら、異議申立人は実施機関に対し、平成18年10月28日付けで別件決定通知に教示がないことについて実施機関に抗議しているという事実もあり、異議申立人が主張する日とならない可能性もあると考えられる。

こうしたことを踏まえると、本件訂正通知により別件決定通知を訂正することとした際に、実施機関が教示中の本件起算日の取扱いについて検討等を行っていたら、そのことについて本件訂正通知の起案文書に記載されるものと思われるため、当審査会で当該起案文書を見分したところ、本件起算日の取扱いについて検討等を行ったことを示す記載はなかった。

また、起案文書以外に本件起算日の取扱いについて検討等を行ったことが記載された文書が存在する可能性も否定できないため、実施機関に、異議申立てに係る文書が保存されているファイル等を探索させたが、本件起算日について検討等を行ったことをうかがわせる内容が記載された文書はないということであった。そうすると、本件請求の対象となる文書は存在しないという実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
20. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 8. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 8. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 4. 23 (平成30年度第1回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
30. 5. 28 (平成30年度第2回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授